

公的研究費における不正防止計画

関西福祉科学大学・関西女子短期大学は、平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり公的研究費における不正防止計画を策定する。

<第 1 節>機関内の責任体系の明確化

1.学内の責任体系の明確化

公的研究費における学内の責任者を下記のとおり定め、関連諸規程とともにホームページ等により公表する。

「最高管理責任者（学長）」

「統括管理責任者（副学長・事務局長）」

「コンプライアンス推進責任者（総務部長）」

<第 2 節>適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

1.ルールの明確化・統一化

下記の規程とマニュアルを整備し、公的研究費の管理運営に関わるすべての構成員に周知する。

「公的研究費管理運営体制規程」

「公的研究費における不正対応に関する規程」

「公的研究費事務処理マニュアル」

2.職務権限の明確化

「公的研究費管理・運営体制規程」、「公的研究費事務処理マニュアル」において決裁権限を定める。

3.関係者の意識向上

公的研究費の管理運営に関わるすべての構成員に「公的研究費管理・運営体制規程」、「公的研究費事務処理マニュアル」を配付し、学内説明会にて詳細を説明し、関係者の意識向上をはかる。

4.告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

「公的研究費における不正対応に関する規程」を整備し運用する

<第 3 節>不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1.不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

不正を防止する要因を把握し不正防止計画を策定・公表する。

2.不正防止計画の実施

不正防止計画を実施し必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

<第 4 節>研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費管理運営体制規程及び公的研究費事務処理マニュアルに基づき、下記のとおり運営・管理する

1.予算執行の管理

予算執行が当初計画より著しく遅れている場合は改善策を講じる

2.発注段階での支出財源の特定

事務部門による発注を原則とし、支出財源を特定する

3.癒着防止対策

すべての構成員（研究者・事務職員）、取引業者に確認書（誓約書）の提出を求める。

4.発注・検収業務

事務部門による発注・納品検収を原則とする

特殊な役務に関する検収は業者に作業内容報告書の提出を義務付け、対価の妥当性を確認する

5.非常勤雇用者の勤務状況確認

事務部門による勤務状況確認を原則とする

6.換金性の高い物品

換金性の高い物品について適正に管理する

7.研究者の出張状況の把握

当該出張に行ったことが把握できる証拠書類の提出を求める

<第5節>情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、本学の規模・特性に応じた実効性ある体制整備状況を機関内で情報を共有化し、さらに外部に公表する。

1.競争的資金等の使用に関するルールについて機関内外から相談を受ける窓口の設置

大学事務局総務部を相談窓口とする

2.競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針を外部に公表

「公的研究費における不正対応に関する規程」、「不正防止計画」をHPにて公表

<第6節>モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

1.モニタリング及び監査制度を整備し実施する

内部監査マニュアルを整備し、内部監査を実施する

2.内部監査部門は毎年度定期的に公的研究費について内部監査を実施する

法人本部財務部による内部監査の実施

平成27年3月6日
関西福祉科学大学長
関西女子短期大学長
(公的研究費最高管理責任者)